

木崎コミュニティセンター 利用のきまり

地域社会のふれあいの場である「木崎コミュニティセンター」は私たちみんなの施設です。お互いにきまりを守って、大切に利用しましょう。

1. 木崎コミュニティセンターの機能

地域住民のコミュニティ活動、自治会活動、防災活動、防犯活動、文化および教養活動、保健・体育・レクリエーション活動、福祉・ボランティア活動などの場となります。

2. 休館日

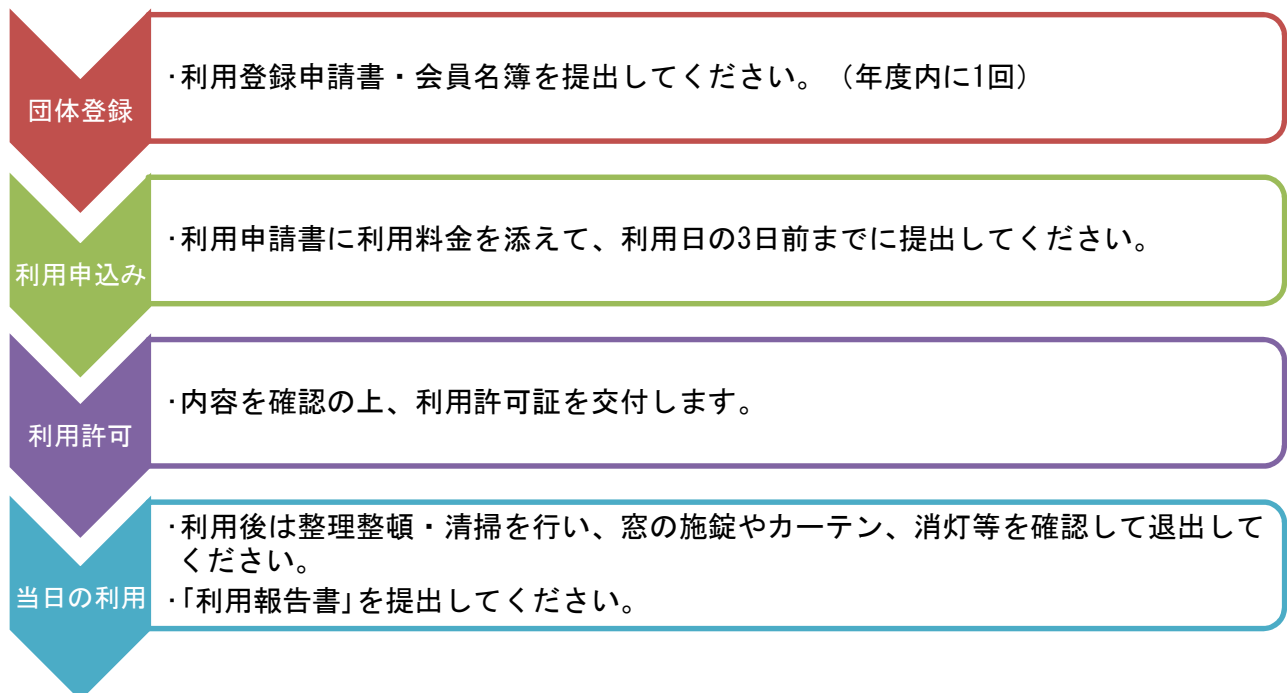
- (1) 毎週月曜日(週の定休日)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 8月13日～8月16日(お盆休暇、特定休日)
- (4) 12月29日～1月3日(年末年始期間、特定休日)

3. 部屋の貸出のきまり

◇利用団体の条件

- (1) 構成員の自主運営に基づく団体であり、私塾的な要素を持たないこと。
- (2) 団体の構成員が概ね5人以上であること。
- (3) 施設の利用目的が社会教育的（学習会など）な集会および公共的な利用であること。
- (4) 営利目的や特定の政党・宗教活動または、それを支援する活動に該当しないこと。
- (5) 団体の代表者は成人であること。

◇申込み～利用の流れ



- ※ 利用できる時間は午前 9 時から午後 9 時 30 分までです。
- ※ 利用時間には、準備開始から後始末を終えるまでの時間を含めて申込みしてください。
(利用申込み時間内に入退出をしてください。)
- ※ 飲酒を伴う利用の場合は、申請時に申し出てください。

◇部屋の利用料金表

| 部 屋 (部屋名・面積・定員) | | | 利用料金 (一時間当たり) | 設備等 |
|--------------------|---------------------------|-------|------------------|---------------|
| ホール A・B | (計 181.5 m ²) | 140 名 | 600 円 | テーブル、イス、音響設備 |
| 会議室 | (50.90 m ²) | 30 名 | 200 円 | テーブル、イス |
| 調理室 | (50.82 m ²) | 15 名 | 250 円 | 調理台 3 台 |
| 和 室 | (36.61 m ²) | 20 名 | 100 円 | テーブル、座布団 |
| 陶芸室 | (56.25 m ²) | 10 名 | 250 円 | 電気ろくろ 5 台、電気窯 |

- ※ 1 時間ごとの料金設定としているため、30 分間での利用は 1 時間の利用料金とします。
- ※ 飲酒を伴う利用の場合は、1 室 1,000 円の利用料金を加算します。
- ※ ホールは分割して貸し出ししません。(ホールは A・B 一体利用を原則とする)

◇申込みの注意事項

- (1) 申込みの受付：火曜～土曜日 午前 9 時～午後 5 時まで
(日曜日及び午後 5 時以降は受付しません)
- (2) 電話や FAX による「申込み」はできません。「予約」のみ受け付けます。
- (3) 利用日の 2 ヶ月前の 1 日～10 日までは定期的に利用している団体の優先申込み期間とします。
- (4) 利用日の 2 ヶ月前の 11 日からは先着順で受け付けます。

◇申込み内容の変更・取消

- (1) 「変更」及び「取消」が生じた場合は、速やかに木崎コミュニティセンターへ連絡し、所定の手続きを行ってください。
- (2) 利用日の 3 日前からの「取消」は、利用料金の返金はしません。

◇利用時の注意事項

- 利用者は、利用にあたり次の事項を厳守してください。守らない場合は、以後の使用を禁止することがあります。
- (1) 利用時間は厳守してください。
 - (2) 備品を使用する場合は窓口へ申し出て下さい。
 - (3) 設備、備品等を破損した場合は、速やかに窓口へ申し出て指示を受けてください。
(有償で補償していただく場合もあります。)
 - (4) ゴミはお持ち帰りください。
 - (5) 他の利用者及び近隣に迷惑をかけないようにしてください。
 - (6) 指定場所以外での火気の使用は厳禁です。

- (7) 館内はすべて禁煙です。
- (8) 無断で印刷物の配布や掲示をしないでください。
- (9) 原則として、部屋内に用具を置いておくことはできません。
(用具を保管する場合は、事前に所定の用紙により許可を受けて下さい。)

◇利用許可の条件および許可の取消し

次のような目的の利用は許可しません。また、違反行為があった場合は、直ちに許可を取り消し、以後の利用を禁止することがあります。

- (1) 利用目的や内容が風俗、秩序、環境、公益を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設又は建物・器具・機械などの設備を汚損・破壊・毀損するおそれのある場合。
- (3) 利用目的がはっきりせずあいまいな場合。
- (4) 営利を目的とすると認められるとき。
- (5) 特定の政党および特定の候補に関する選挙活動と認められるとき。但し、選挙管理委員会より要請のあった場合は除く。
- (6) 販売行為は禁止します。但し、木崎コミュニティセンター管理運営委員会が認めた場合は除く。
- (7) その他、木崎コミュニティセンターの管理運営上支障がある場合。

◇その他

- (1) 利用の許可は、木崎コミュニティセンター管理運営委員会が決定します。
- (2) コミュニティ木崎村及び木崎地区自治会長連絡協議会が主催する事業及び会議等を優先します。
- (3) この「きまり」に定めのない事項については、木崎コミュニティセンター管理運営委員会で決定します。

4. 印刷機等利用料金

- (1) コピー料金(用紙代込み)

| 片面 | 両面 |
|------|------|
| 10 円 | 20 円 |

- (2) 印刷機料金

| 用紙の大きさ | 製版代 | 印刷代(片面) | | 印刷代(両面) | |
|--------|------|---------|-------|---------|-------|
| | | 用紙代含む | 用紙持込み | 用紙代含む | 用紙持込み |
| B5 | 60 円 | 3 円 | 2 円 | 5 円 | 4 円 |
| A4 | | 4 円 | 2 円 | 6 円 | 4 円 |
| B4 | | 5 円 | 2 円 | 7 円 | 4 円 |
| A3 | | 6 円 | 2 円 | 8 円 | 4 円 |

木崎コミュニティセンター

〒950-3304 新潟市北区木崎 3227 番地 電話：025-387-3351 FAX：025-386-7494

指定管理者：コミュニティ木崎村(木崎コミュニティセンター管理運営委員会)